

市有建築物の耐震改修における重要度係数について

1. 重要度係数の採用について

本市の市有建築物には、災害対策の拠点となる施設、避難所となる施設及び多数の者が利用する施設があり、大地震が発生した場合においても、これらの施設の機能を維持する必要がある。

このため、市有建築物の耐震改修を行う場合は、「官庁施設の総合耐震計画基準」に準拠した重要度係数を設定し、施設の機能維持を考慮した耐震性能の確保を図るものとする。

2. 重要度係数

対 象 施 設			重要度係数
災害応急対策活動に必要な施設	災害対策の指揮、情報伝達等のための施設	市庁舎など災害時に拠点として機能すべき施設	1. 5
		上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する施設	1. 2 5
	救護施設	病院及び消防関係施設のうち災害時に拠点として機能すべき施設	1. 5
		病院及び消防関係施設のうち上記以外の施設	1. 2 5
避難所として位置付けられた施設	学校、研修施設等のうち、地域防災計画において避難所として位置づけられた施設	1. 2 5	
多数の者が利用する施設	文化施設、学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等	1. 2 5	
その他	一般官庁施設	1. 0	

3. その他

重要度係数による割増しを行うことにより、施設の機能が失われる場合、耐震改修を行っても Is 値（構造耐震指標）を満足できない場合、耐震改修によって違法となる場合等については、別の区分を適用することができる。